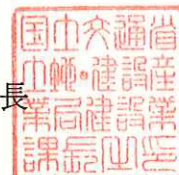


国土建第15号

平成25年4月17日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示第351号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成19年に行われた告示改正（平成19年国土交通省告示第438号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年3月30日付け国総建第395号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められ、併せて、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日付け国総建第97号。以下「許可事務ガイドライン」という。）も改正されました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のために通知が改正されることに伴い、許可事務ガイドラインについても当該取扱いの合理化を反映するとともに、その他所要の改正を行う必要があり、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業主管部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成25年7月1日より適用されることとなっております。

○ 建設業許可事務ガイドラインについて（平成十三年国総建第九十七号）

改正

【第5条及び第6条関係】

2. 許可申請書類の審査要領について

(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について

①～⑦（略）

⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二(1)（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

(2)～(10)（略）

(11) 許可申請者（法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員）の略歴書（様式第十二号）について

(12)～(16)（略）

【第7条関係】

1. 経營業務の管理責任者について（第1号）

(1)～(5)（略）

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について

現行

【第5条及び第6条関係】

2. 許可申請書類の審査要領について

(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について

①～⑦（略）

⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第二号）別紙二(1)（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

(2)～(10)（略）

(11) 許可申請者（法人の役員 本人 法定代理人）の略歴書（様式第十二号）について

(12)～(16)（略）

【第7条関係】

1. 経營業務の管理責任者について（第1号）

(1)～(5)（略）

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について

① 許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ（略）

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

【その他】

3. 国土交通大臣の許可にかかる許可要件等の確認について

(1)・(2)（略）

(3) 営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

① 営業所の確認

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できる者で、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものであるものとする。

②（略）

① 許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ（略）

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

【その他】

3. 国土交通大臣の許可にかかる許可要件等の確認について

(1)・(2)（略）

(3) 営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

① 営業所の確認

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できる者で、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条の2前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものであるものとする。

②（略）

別紙 1 (略)	注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、 <u>直後</u> の開庁日)
別紙 2 (略)	別紙 2 (略)
注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、 <u>直後</u> の開庁日)	注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、 <u>直前</u> の開庁日)
別紙 3 (略)	別紙 3 (略)
注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、 <u>直後</u> の開庁日)	注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、 <u>直前</u> の開庁日)